

## インドネシア共和国

### 運輸大臣

輸送手続サービスの実施と事業に関する  
インドネシア共和国運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の  
第 3 次改正に関する  
インドネシア共和国運輸大臣規則 2016 年第 PM12 号

唯一なる神の恩恵のもとに

インドネシア共和国運輸大臣は

- a. 事業者に対する事業の確実性の一環において、数回改正され、運輸大臣規則 2015 年第 146 号をもって最終改正されている輸送手続サービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 74 号のいくつかの規定を改正する必要がある；
- b. a 項で意図する検討に基づき、輸送手続サービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 74 号に対する第三次改正に関する運輸大臣規則を制定する必要があること

を熟慮し、

1. 中央政府と州政府の地方自治権に関する 2000 年法律第 25 号（インドネシア共和国官報 2000 年第 54 号、インドネシア共和国追加官報第 3952 号）；
2. 2007 年法律第 25 号「投資法」（インドネシア共和国官報 2007 年第 67 号、インドネシア共和国追加官報第 4724 号）；
3. 海運に関する法律 2008 年第 17 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 64 号、インドネシア共和国追加官報第 4849 号）；
4. 地方自治に関する法律 2014 年第 23 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国追加官報第 4437 号）；
5. 政令 2011 年第 22 号（インドネシア共和国官報 2011 年第 43 号、インドネシア共和国追加官報第 5208 号）に改正された海域に関する政令 2010 年第 20 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 26 号、インドネシア共和国追加官報第 5108 号）；
6. 国務大臣府の組織に関する大統領規則 2015 年第 7 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 8 号）；
7. 運輸省に関する大統領規則 2015 年第 40 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 75 号）；
8. 運輸大臣規則 2015 年第 130 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 1400 号）に改正された港湾管理ユニットの組織と任務に関する運輸大臣規則 2010 年第 62 号
9. 主要港長事務所の組織と任務に関する運輸大臣規則 2012 年第 34 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 627 号）

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

10. 主要港湾当局の組織と任務に関する運輸大臣規則 2012 年第 35 号（インドネシア共和国官報 2012 年第 628 号）
11. 運輸大臣規則 2015 年第 135 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 1401 号）に改正された、港長事務所と港湾当局の組織と任務に関する運輸大臣規則 2012 年第 36 号
12. 海運の実施と事業に関する運輸大臣規則 2013 年第 93 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 1523 号）
13. 数回改正され、運輸大臣規則 2015 年第 146 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 1539 号）をもって最終改正されている、輸送手続サービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 74 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 555 号）；
14. 運輸省の組織と任務に関する運輸大臣規則 2015 年第 189 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 1844 号）；

を鑑み、

**輸送手続サービスの実施と事業に関する  
運輸大臣規則 2015 年第 74 号の第 3 次改正に関する  
インドネシア共和国運輸大臣規則  
を制定することを決定する**

第 I 条

数回改正され、インドネシア共和国運輸大臣規則 2015 年第 146 号をもって最終改正されている、輸送手続サービスの実施と事業に関するインドネシア共和国運輸大臣規則 2015 年第 74 号のいくつかの規定を以下の通り改正する：

1. 第 6 条第（2）文及び第（4）文を改正し、第 6 条を以下の通りとする。

第 6 条

- （1）第 2 条第（2）文で述べる貨物の発送および受取事業活動を行う輸送手続サービス企業は輸送手続サービスの営業許可を取得することが義務付けられる。
- （2）第（1）文で述べる輸送手続サービスの営業許可とは、企業所在地の州知事が付与し、当該企業が事業を行っている間インドネシア全土において（PM146 で削除された部分が復活）有効とする。
- （3）第（2）文で述べる営業許可は以下の条件を満たしたうえで付与される：
  - a. 事務手続き条件；および
  - b. 技術的条件。
- （4）第（3）文 a 項で述べる事務手続き条件には以下が含まれる：

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- a. 企業の設立証書があること；
- b. 企業の納税者番号があること；
- c. 企業所在地証明書があること；
- d. 責任者がいること；
- e. 最低資本金 250 億ルピアで、少なくともその資本金の 25%は払い込みをし、公式な払込証明書によりその全額を払い込む、または公認会計士事務所が監査していなければならない；
- f. 少なくとも海運／海洋／航空／運輸／IATA Diploma／FIATA Diploma の分野で D III、税関／港湾専門の証書を持ったロジスティックの学士(S1)を持ったインドネシア人専門家；
- g. 削除 (c.と重複しているため)；
- h. 当地の港湾管理者および輸送・ロジ手続きサービス分野の業界団体からの書面による推薦書／意見書がなければならない。
- i. 運営する企業または法人の保証として、第 (4) 文 e 項の記載よりも資本金が少ない事業体は、輸送手続きサービス分野の業界団体からの表明書／合意書を得ることを義務づける (PM78 号第 6 条 (4) i 文が復活)

(5) 第 (3) 文 b 項で述べる技術的条件には以下が含まれる：

- a. オフィスを所有している、および／または掌握していること；
- b. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運／海運／空運／鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること。

2. 第 11 条第 (2) 文と第 (3) 文の間に第 (2a) 文を挿入、また第 (5) 文を追加し、第 11 条を以下の通りとする。

#### 第 11 条

- (1) 第 4 条第 (2) 文で述べる輸送手続きサービス企業の支店オフィスの開設は、以下を検討し実施する：
  - a. 当地／当地域から受け取る、または当地／当地域へ発送する貨物が継続的に存在していること；
  - b. 当地の住民に対し可能な限り就業の機会・チャンスを与えること；および
  - c. 海運、幹線道路輸送、空運、鉄道輸送、空港、海港、安全、保障、海洋環境保全に関する全法規と当該地方の条例規定に従うこと。
- (2) 第 4 条第 (2) 文で述べる輸送手続きサービス企業の支店オフィスの開設は、この運輸大臣規則と不可分の添付例 4 を用いて、輸送手続きサービス営業許可証 (SIUPJPT) を付与する州知事に対し報告し、その写しを、港湾管理者及び／または港湾がない州の場合にはその他の輸送当局、およびロジの業界団体とフォロワーに送付することを義務づける。
- (2a) 第 4 条第 (2) 文で述べる輸送手続きサービス企業の支店オフィスの開設は、この運輸大臣

規則と不可分の添付例 4 a を用いて、輸送手続きサービス営業許可証 (SIUPJPT) を付与す投資調整庁 (BKPM) に対し報告し、その写しを、空港当局/港湾当局/港長事務所と港湾当局/港湾管理ユニット/または港湾がない州の場合にはその他の輸送当局、およびロジの業界団体とフォワーダーに送付することを義務づける。

- (3) 第 (2) 文で述べる支店オフィス開設の報告は企業の責任者が署名し、以下の写しを添付しなければならない：
- a. 輸送手続きサービス企業営業許可証；
  - b. 港湾管理者及び/または港湾のない州地域の場合にはその他の輸送当局からの支店オフィス開設の必要性に関する推薦書；
  - c. 権限がある機関が発行した支店オフィスの所在地証明書；
  - d. 企業の責任者が署名した支店長任命決定書；
  - e. 支店長の住民登録証(KTP)；
  - f. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運/海運/空運/鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること；および
  - g. 関連業界団体からの推薦書。
- (4) 報告書に基づき、州知事は権限に応じ、この運輸大臣規則と不可分の添付例 5 を用いて州内における輸送手続きサービス企業の支店オフィス開設許可の証明書を記録、発行する。
- (5) 報告書に基づき、投資調整局庁 (BKPM) 長は権限に応じ、この運輸大臣規則と不可分の添付例 5 a を用いて州内における外資/合弁の輸送手続きサービス企業の支店オフィス開設許可の証明書を記録、発行する。

3. 第 13 条 g 項を改正し、第 13 条を以下の通りとする。

### 第 13 条

営業許可を有している輸送手続きサービス企業は以下のような義務を遂行しなければならない：

- a. 営業許可に規定された規則を実施すること；
- b. 営業許可が発行されてから遅くとも 3 か月以内に継続的な運営活動を実施すること；
- c. 海運に関する法規およびその他の法規に従うこと；
- d. 許可の発行者と港湾管理者及び/または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局に対し、この運輸大臣規則と不可分の添付例を用いて遅くとも翌月の 10 営業日までに貨物の発送および受取活動の月間報告書を提出すること；
- e. この運輸大臣規則と不可分の添付例 6 を用いて遅くとも翌年の 2 月 1 日までに書面の年次事業活動報告書を許可の発行者に提出し、その写しを港湾管理者または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局に送付すること；
- f. 企業の営業許可におけるデータに変更がある場合、書面により許可発行者に対し報告し、訂正すること；および
- g. 輸送手続きサービス企業の支店オフィスを開設する場合には都度、この運輸大臣規則と不可分

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

の添付例 7 及び例 7a を用いて、許可を付与した役人に対し報告すること。

4. この運輸大臣規則と不可分の添付における例 4 と例 5 の間に 4 a (BKPM 宛の支店開設報告書)、例 5 と例 6 の間に例 5 a (BKPM からの \_\_\_\_ 州における FF 企業の支店開設登録書)、例 7 と例 8 の間に例 7 a (BKPM 宛の \_\_\_\_ 州における支店開設通知書) を挿入する。

( ) 内表記は翻訳者による注釈

## 第 II 条

この大臣規則は立法化された日付より発効する。

全ての人が認識すべく、この運輸大臣規則の立法化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

2016 年 1 月 18 日

ジャカルタにて制定

インドネシア共和国運輸大臣

[署名]

イグナシウス・ジョナン

2016 年 1 月 28 日

ジャカルタにて立法化

インドネシア共和国法務人権省

法規総局長

[署名]

ウィドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2016 年第 81 号

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

写しは原本のとおりである  
法務局長

スリ・レスタリ・ラハユ

準総監督職(IV/c)

公務員番号：19620620 198903 2 001

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。  
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。